

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定審査要領

(目的)

第1条 この要領は、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定要綱（以下「認定要綱」という。）第7条に規定する熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定の審査（以下「審査」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(審査)

第2条 審査は、以下の各号により行う。

- (1) 熊谷市農産物ブランド化推進協議会委員（以下「委員」という。）は、申請書類等を審査し、認定要綱別表（認定基準）に掲げる各項目について、別紙1「熊谷市農産物ブランド化戦略『熊谷ファームラボ』認定審査基準」に基づき、別紙2「熊谷市農産物ブランド化戦略『熊谷ファームラボ』認定審査採点表」に評価を記入する。
- (2) 協議会は各委員の評価の合計点を基に認定者を決定する。
- (3) 審査結果を通知する際、各委員の合計点及び講評を基にした理由を付すこととする。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、協議会が協議のうえ定める。

附 則

この要領は、令和4年2月21日から施行する。

別紙1 熊谷市農産物ブランド化戦略『熊谷ファームラボ』認定審査基準

項目	審査基準
地域特性	<p>【熊谷市の地域特性が活かされていること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産・製造の過程が、熊谷市の気候風土に適している。 ・熊谷市の自然、歴史、環境、伝統、文化を活用している。 ・加工食品の取り組みについては、熊谷市産農産物を十分に活用している。
独自性	<p>【取り組みに独自のこだわりを持っていること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産・製造の過程において、独自性又は他の類似品にはない工夫がある。
優位性	<p>【同様の取り組みとの差別化を図っていること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似品が少なく、希少性がある。 ・生産・製造の過程及び流通・販売段階での優位性の確保に向けた取り組みがある。
信頼性	<p>【法令や環境等に配慮し適正に行われること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産・製造の過程において、法令の順守や環境への配慮の意思が示されている。 ・生産・製造の過程及び流通・販売の段階において、安全性及び品質保証が可能な管理体制である。

持続可能性	<p>【持続的に取り組む能力があること】</p> <ul style="list-style-type: none">・将来的に持続可能な生産・販売ができることが見込まれる体制である。・後世に伝えていくに値するものである。
地域への貢献度	<p>【地域経済に貢献する取り組みであること】</p> <p>【地域のモデルとなる取り組みであること】</p> <ul style="list-style-type: none">・熊谷市の農業・工業・商業への経済効果が期待できる。・熊谷市民に支持される見込みがある。・熊谷市のイメージアップへの貢献が期待できる。・生産・製造の過程及び流通・販売の段階において、体制等が地域のモデルとなることが期待できる。